CASIO

Ayamu

求人広告媒体資料

CASIO

1 Ayamuの特徴

Ayamu

①ケアマネジャーの登録率の高さ

ケアマネジャーなどの専門職に特化したサイトで、ターゲットを絞った広告が可能です。

②充実のコンテンツ

ケアマネジャーが日頃の業務で必要とする、地域資源の情報が、豊富に
掲載されています。

【地域ごとの登録状況】

地　域	地域資源登録数	介護支援専門員の割合
東京都杉並区	188件	70%
東京都あきる野市	126件	70%

2016年10月5日現在

CASIO

2 掲載内容

Ayamu

必　須	項　目	備考（選択項目）
○	掲載期間	例　2017年1月～2017年3月
○	見出し	例　グループホーム ○○　ケアマネジャー募集
○	職種	例　ケアマネジャー（主任介護支援専門員），ケアマネジャー（介護支援専門員），ホームヘルパー（訪問介護員），施設介護員，正看護師，準看護師，社会福祉士，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，管理栄養士，栄養士，事務系，その他
○	雇用形態	例　正社員，契約社員，派遣社員，正職員，臨時職員，パート，アルバイト，その他
○	勤務内容	例　入居者のケアプラン作成・現場 入居者ご家族への対応・スタッフ指導
○	応募資格	例　年齢不問，介護支援専門員，資格必修
○	勤務時間	例　シフト制　勤務時間　日勤 8:00～19:00までの間で8時間
○	勤務先名称	例　グループホーム ○○　東京都渋谷区
○	勤務先住所	例　東京都渋谷区本町○○
○	給与	例　1,500円/時
○	応募方法	例　電話にて連絡頂き、面接の日程を調整させて頂きます
○	問い合わせ先	例　グループホーム ○○　03-0000-0000
	必要経験年数	例　不問
	待遇・福利厚生	
	応募締切	例　2017年3月　採用者が決まり次第、応募は終了します
	その他	

CASIO

3 掲載イメージ

Ayamu

●トップ画面

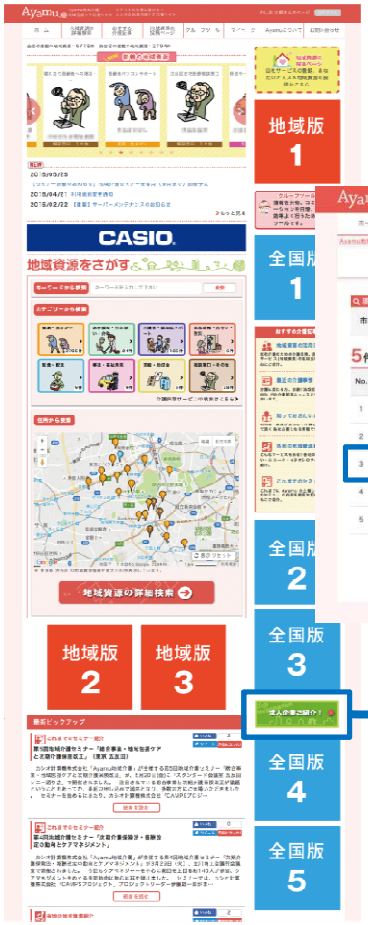

●求人情報一覧

求人情報詳細

見出し	株式会社あんしんケア ケアマネージャ募集
職種	ケアマネジャー（介護支援専門員）
雇用形態	パート
勤務内容	居宅介護支援事業所における専門員務業務
応募資格	不問
必要経験年数	
勤務先	【【株式会社あんしんケア　ほんまち事業所】】栃木県 小山市 本町２－２－２２
勤務時間	９：００～１７：３０（休憩50分）週３日以上 ※曜日・勤務時間帯応相談
給与	時給1,400円～1,600円 ※経験等による
待遇・福利厚生	社会保険完備（勤務時間による） 通勤費全額支給 諸手当あり 各種研修制度
応募方法	事前に電話連絡の上、履歴書（写真添付）・職歴書　資格証（写/カード型の介護支援専門員証）を問合先住所へ郵送してください。
応募締切	採用決定次第締切
問い合わせ先	株式会社あんしんケア 〒143-0000　栃木県小山市本町２－２－２２ ビル６階 総務部 宛 TEL：028-999-1234
その他	

戻　る

掲載費用
月額 5,000円

CASIO

4 掲載までの流れ

Ayamu

お問い合わせ（見積のご依頼）　https://chiiki-kaigo.casio.jp/recruits/intro

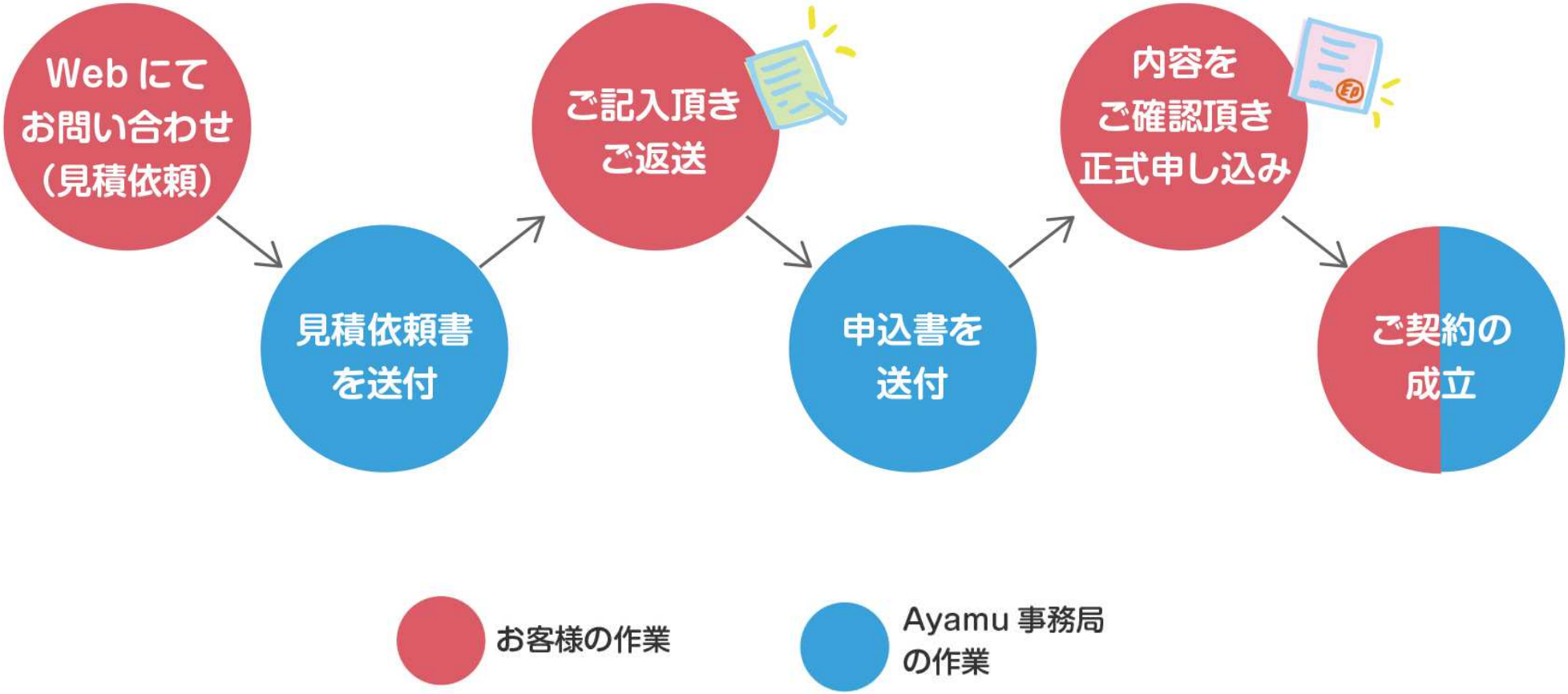

CASIO

5 ご利用の規約（抜粋）

Ayamu

第4章　事業者会員向け有償サービス規定

第4章　事業者会員向け有償サービス規定
本章は、事業者会員が、事業者会員向けの有償の本サービス（以下「有償事業者会員サービス」といいます）を利用する場合に適用されます。

第29条（有償事業者会員サービスの申込方法）
1. 有償事業者会員サービスの利用の申込は、有償事業者会員サービスを利用しようとする事業者会員が、当社が別途定める方法により行うものとします。
2. 前項の利用申込にあたり、申込者確認のための資料等を提出していただく場合があります。

第30条（有償事業者会員サービス申込の承諾）
1. 有償事業者会員サービスに関する利用契約（以下、「利用契約」という）は、当社が、前条に基づく申込を承諾したときに成立するものとします（利用契約を締結した事業者会員を以下「有償事業者会員」といいます）。
2. 当社は、次の場合には、有償事業者会員サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。
   (1) 有償事業者会員サービスの提供が技術上著しく困難なとき。
   (2) 有償事業者会員サービスの申込をした事業者会員が当社の提供する有償事業者会員サービスの料金または手続きに関する費用等の支払を怠るおそれがあるとき。
   (3) 有償事業者会員サービスの申込をした者が第37条（当社が行う利用契約の解除）に該当するおそれがあるとき、または過去において該当したとき。
   (4) 申込情報等に虚偽の事実を記載したとき。
   (5) 有償事業者会員サービスの申込をした事業者会員が指定した支払口座等が、金融機関等により利用の差し止めが行われていることが判明したとき。
   (6) 有償事業者会員サービスの申込をした事業者会員が当社と同様の有償事業者会員サービスを提供している事業者であることが判明したとき。
   (7) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき。
3. 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対し書面またはその他の方法でその旨を通知します。
4. 有償事業者会員は、信用不安を生じさせる事実が発生した場合、またその可能性がある場合はすみやかに当社へ通知し、当社の指示に従うものとします。
5. 利用契約成立後、有償事業者会員サービスを利用するメイン管理者及び事業者メンバーの行為は、有償事業者会員の行為とみなし、当該有償事業者会員は当社に対し当該メイン管理者及び事業者メンバーの行為につき一切の責任を負うものとします。本項の規定は、有償事業者会員サービス利用終了後も有効に存続するものとします。

第31条（料金等の支払義務）
1. 有償事業者会員は、提供を受けた有償事業者会員サービスに係る料金を支払う義務を負います。有償事業者会員サービスの各料金は別途定めるものとします。
2. 第38条（当社が行う契約の解除）の場合は、契約終了の月末までの料金を支払う義務を負うものとします。
3. 第37条（有償事業者会員が行う利用契約の解除）、第4条（本サービスの一時中断又は終了）の場合は、有償事業者会員サービスを受けられなかった期間に対しての料金も支払う義務を負うものとします。
4. 当社が受領した有償事業者会員サービスの料金は、当社の責に帰すべき事由により有償事業者会員サービスの利用契約が解除された場合を除き、返還されないものとします。
5. 当社の料金計算、支払方法および支払期限については当社が別途定めるものとします。
6. 当社が別途定める各支払方法によって支払の際に発生する手数料は、有償事業者会員の負担となります。

第32条（料金等の支払方法）
有償事業者会員は、当社が別途定める支払方法により料金を支払うものとします。

第33条（支払料金の相殺）
有償事業者会員が当社に対し料金その他の債務（延滞利息を含む）の支払が発生し、当社が有償事業者会員に対し別途支払がある場合は、当社からの支払金額と相殺させていただく場合があります。本条の規定は、利用契約終了後も有効に存続するものとします。

第34条（延滞利息）
有償事業者会員が、料金その他の債務（延滞利息は除く）について支払期日を経過してもなお支払を怠った場合、当社は当該有償事業者会員に対し、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を、延滞損害金として当社が指定する期日までに当社指定の方法により支払うことを請求できるものとします。本条の規定は、利用契約終了後も有効に存続するものとします。

第35条（消費税）
有償事業者会員が当社に対し有償事業者会員サービスに係る債務を支払う場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定により当該支払について消費税および地方消費税が賦課されるものとされているときは、有償事業者会員は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税および地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第36条（損害賠償の範囲）
1. 第14条（免責）第2項の定めにかかわらず、当社は、有償事業者会員サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由により、有償事業者会員に対し、有償事業者会員サービスを提供しなかったときは、有償事業者会員が有償事業者会員サービスを全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻から起算して、連続して24時間以上有償事業者会員サービスが全く利用できなかったときに限り、損害の賠償をします。その計算方法は、当社が認知した時刻以降その状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する有償事業者会員サービスの料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
2. 前項の場合において、当社はその料金月における当該有償事業者会員サービスに係る料金相当額を限度として損害の賠償をします。
3. 第1項の場合において、当社が故意または重大な過失により有償事業者会員サービスを提供しなかった場合には、前項の規定は適用しません。
4. 本条の規定は、利用契約終了後も有効に存続するものとします。

第37条（有償事業者会員が行う利用契約の解除）
1. 有償事業者会員が利用契約を解除しようとするときは、解除する旨および解除する有償事業者会員サービスの種類などを当社が別途定める方法により当社に通知するものとします。
2. 前項の通知を受領した日の属する暦月末日を解約日とします。ただし、前項の通知を受領した日から暦月末日までが当社の5営業日未満であるときは、その次の暦月末日を解約日とします。

第38条（当社が行う利用契約の解除）
1. 当社は、次に掲げる事由があるときは、あらかじめ有償事業者会員に通知することなく利用契約を解除することができるものとします。
   (1) 利用契約に違反し、有償事業者会員サービスの提供が停止された場合において、停止の日から当社の10営業日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき。
   (2) サービス料金を支払遅延したとき。
   (3) 有償事業者会員自ら振り出した手形・小切手が不渡りになったとき、およびその他支払停止となったとき。
   (4) 金融機関等により、有償事業者会員が指定した支払口座が使用することができなくなったとき。
   (5) 有償事業者会員が差押え・仮差押え・仮処分の申し立てまたは滞納処分を受けたとき、破産・民事再生・特別清算等の申し立てを受けたとき、またはこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき。
   (6) 前各号の他、有償事業者会員の信用状態に重大な変化が生じたと当社が認めたとき。
   (7) 第12条（本サービスの廃止）に基づき、当社が、有償事業者会員サービスを廃止するとき。
2. 前項により利用契約が解除された場合、有償事業者会員のメイン管理者及び事業者メンバーは、個人会員の資格も失い、本サービスの利用ができなくなります。

CASIO

Ayamu

第5章　バナー広告掲載サービス規約

第5章　広告掲載サービス規約
本章は、有償事業者会員サービスのうち、本サイトへのバナー広告（以下「本広告」という）の掲載サービスの利用に関して適用されるものとします。

第39条（個別契約）
1. 個々の本広告にかかるサービス利用契約（以下「個別契約」という）は、有償事業者会員が当社に対し当社所定の方法により申込をし、当社がこれを承諾したときに成立します。
2. 申込内容には、本広告の種別、掲載枠、掲載期間、掲載料、広告素材（次条に定義）、その他の当社指定の条件を記載するものとします。

第40条（広告素材）
1. 有償事業者会員は、自らの費用負担において掲載を希望する本広告の原稿、画像、素材等（以下「広告素材」という）を、当社所定の方法および形式にて当社に提供するものとします。
2. 有償事業者会員は、広告素材として、次の各号の一に該当するまたはそのおそれがあるものを当社に提供してはならないものとし、当社は、自己の判断により、有償事業者会員に対して広告素材の変更を求めることができるものとし、有償事業者会員はこれに応じるものとします。なお、有償事業者会員が、当該期日までに変更した広告素材を当社に提供しない場合、当社は有償事業者会員への催告その他の手続きを要せず個別契約を解除することができるものとします。
   (1) 公序良俗、法令等に違反するもの。
   (2) 本広告の内容に虚偽や偽りがあるもの。
   (3) 優良誤認等の消費者に誤解を与えるもの。
   (4) 当社もしくは当社の関係会社または第三者を誹謗中傷、その他当社もしくは当社の関係会社または第三者に不利益を与えるもの。
   (5) 当社または当社の関係会社の事業の運営または維持を妨げるもの。
   (6) 有害または不正なコンピュータプログラム、ウィルス等を含むもの、またはコンピュータに不正にアクセスするもの。
   (7) その他当社が不適切と判断するもの。
3. 有償事業者会員は、前項に基づき当社に提出した広告素材を、個別契約に定める掲載期間中変更することはできないものとします。

第41条（保証）
有償事業者会員は、当社に対して、本広告が第三者のいかなる権利も侵害していないこと、およびそのおそれもないこと、ならびに本広告の内容にかかわる全ての権利関係について必要な権利処理が完了していることを保証します。本条の規定は、利用契約終了後も有効に存続するものとします。

第42条（第三者の権利侵害）
1. 当社または当社の関係会社が広告主その他第三者から本広告に関する権利侵害の主張、請求、訴えの提起、その他のクレーム（以下「クレーム等」という）を受けた場合またはそれらのおそれがある場合、有償事業者会員は自己の責任と負担においてこれを解決するものとし、当社および当社の関係会社に一切の迷惑をかけないものとします。
2. 広告主その他第三者から有償事業者会員に対しクレーム等が行われた場合またはそれらのおそれがある場合、有償事業者会員は当社に対して直ちにその旨を通知し、自己の責任と負担においてこれを解決し、当社および当社の関係会社に一切の迷惑をかけないものとします。
3. 本条の規定は、利用契約終了後も有効に存続するものとします。

以上